

金融庁・自賠審にて新たな賦課金の水準と自賠責保険料率の引き下げが決定

2 023年1月13日及び20日、金融庁にて第145回・第146回自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）がオンライン開催され、日本自動車会議所の加藤憲治保険特別委員長が委員として出席しました。13日の審議会において加藤委員は、自賠責保険の持続性を担保するためにも、ユーザーへの丁寧な説明、マスコミへの説明責任を果たすことが重要であると訴えました。

審議では自賠責の損害率が前回の基準料率改定時の想定以上の黒字になっていること、滞留資金の残高が増加傾向にあることから、「自賠責の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当」との方向性が示されました。

20日の審議会では、国交省の「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」（1月16日開催）が取りまとめた新設の賦課金の水準が報告されました。これらを踏まえ新たな料率案（損害保険料率算出機構作成）が提案され、了承されました。

さらに、これまで基準料率の改定を行う際に複数回開催してきた審議会の運営方法を、来年度以降、料率改定を行う場合を含めて原則年1回に変更する案について説明がなされ、議論の質を落とさないことを前提に、基準料率の改定がある場合も含めて、原則年1回で運営することが了承されました。

■ 1月13日（第145回）自賠審の議事内容

○料率検証結果

- ・料率検証結果は予定損害率〔支払保険金／収入純保険料〕×100（122.3%）に対し、2022年度実績見込：110.1%、2023年度見通し：107.9%と改善。

- ・運用益積立金残高等を考慮した滞留資金については、2021年度末の残高が7,458億円を見込んでおり、増加傾向。

→審議の結果、今後の料率のあり方については、上記の2点を踏まえて、2023年度より自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

■ 1月20日（第146回）自賠審の議事内容

○自賠責保険基準料率改定について

- ・国交省「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」（1／16）において、車種別の保険料を一定程度勘案し、新たな賦課金額は、営業車は150円、自家用乗用車は125円、バイクや原付等は100円とすることを決定したことが報告されました。
- ・前回自賠審で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。審議の結果、新たな基準料率を2023年4月1日より適用することなどについて了承され、新たな賦課金による1.2%の引き上げ要素があったものの、新基準料率は全車種等の平均で11.4%の引き下げ（現行基準料率比）となりました。

▽2023年4月からの新保険料率例

- ・自家用車（2年契約、除沖縄・離島）：
17,650円（▲11.8%、現在20,010円）
- ・営業用普通貨物（最大積載2トン超、1年契約）：
24,100円（▲15.1%、現在28,380円）
- ・営業用乗用自動車（東京、大阪等、1年契約）：
78,100円（▲16.1%、現在93,120円）

国交省「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」が最終取りまとめ 新たに「被害者保護増進等事業に関する検討会」を立ち上げ

国 交省にて第12回「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」が1月16日にオンライン開催され、日本自動車会議所の加藤憲治保険特別委員長が委員として出席しました。審議では第146回自動車損害賠償責任保険審議会（1／20）に報告する新設の賦課金の水準が決定されました。また、2月7日には第13回が開催され、最終取りまとめが行われました。

本年4月から施行される改正自賠法により事故被

害者援・事故防止対策は「被害者保護増進等事業」として法定化されることになりました。それを受けて、新たに「被害者保護増進等事業に関する検討会」が設置され、被害者保護増進等計画の策定と被害者保護増進等事業の効果検証等を行うことになっています。会議所としては、自動車ユーザーの立場に立って事業の妥当性等について意見陳述するとともに、引き続き自賠責積立金の早期全額返済や自動車ユーザーへの理解活動を訴えていくことにしています。